⑵　１の⑾の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第２項第２号の⑵に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。 ⑶　１の⑿の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。 ⑷　１の⒀の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。 ８　１の⒁の欄は、１の⑴から⒀までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第５項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。 ９～13　［略］ 14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１の⑴から⒀までに変更があつた場合は、１の⒁の欄も記載すること。）。 15　［略］ 16　［略］	７　１の⑽の欄は、１の⑴から⑼までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第５項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。 ８～12　［同左］ 13　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１の⑴から⑼までに変更があつた場合は、１の⑽の欄も記載すること。）。 14　［同左］ 15　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する。

平成二十九年九月五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２　添付書類の様式 ［１　略］ ２　広帯域電力線搬送通信設備の場合	第２　添付書類の様式 ［１　同左］ ２　広帯域電力線搬送通信設備の場合

設計書		整理番号	
		指定番号	
１　型式名		２　製造業者名	

設計書		整理番号	
		指定番号	
１　型式名		２　製造業者名	